

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて(見える化)

1. 介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年度の介護報酬改定により『介護職員等特定処遇改善加算』が創設されました。こちらの加算を受ける為には、以下の算定要件を満たす必要があります。

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みについて『見える化』を行っていること。

2. 『見える化』とは？

介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには、処遇改善の取り組みについての見える化を行う必要があります。賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みや、処遇改善加算の算定状況についての公表を想定しています。

※詳細については、介護職員等特定処遇改善加算(厚生労働省資料)をご確認下さい。

3. 職場環境要件の提示

特定加算の取得状況及び処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	各種資格取得のため職員が研修や講習を受けやすくするため、研修費を負担したり勤務シフトの調整を行う。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	研修(喀痰吸引、認知症ケア、ユニットリーダー研修、サービス管理責任者、相談支援等)の受講を人事考課と連動している。

労働環境 処遇 の改 善	ミーティング等による職場内コ ミュニケーションの円滑化によ る個々の介護職員の気づきを踏 まえた勤務環境やケア内容の 改善	毎朝、毎夕の申し送りにより、情報の共有を徹底し ている。
	健康診断・こころの健康等の健 康管理面の強化、職員休憩室・ 分煙スペース等の確保	年に2回健康診断を実施している。又、年に1回スト レスチェックを実施し、精神的負担の早期発見、対 応に努めている。
その 他	地域の児童・生徒や住民との交 流による地域包括ケアの一員と してのモチベーション向上	毎年開催される施設のお祭り等に地域住民、児 童、生徒等を招待して交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転 換	非正規職員から正規職員への転換を奨励してい る。